第二十条第五項	第十二条第六項第一号	法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）（法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十二条第六項第一号
［削る］	［削る］	［削る］
第二十一条第一項	預金利息	預金利息（額が変動する場合に限る。）の変動額
第二十二条第一項	貸方）	貸方）（額が変動する場合に限る。）の変動額
［削る］	［削る］	［削る］
［略］	［略］	［略］

第三十条の二　一般送配電事業者は、送配電関連需要の変動又は託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第二十五条第二項の規定により設定した基準の変更を理由として料金を変動させる場合であって、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を法第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入を基に変更しようとするときは、第八条から第二十五条まで及び第二十七条から前条第一項までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。

［新設］

第二十条第五項	第十二条第六項第一号	法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十一条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十二条第六項第一号
第二十一条第一項及び第二十二条第一項各号	追加項目	変分追加項目
［新設］	［新設］	［新設］
第二十二条第一項	貸方）	貸方）のうち額が変動するもの
第二十二条第二項の表	第十三条	法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十一条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十三条
［略］	［略］	［略］